

令和8年度
沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託
仕様書

1 委託業務名

令和8年度沖縄県バイオ産業拠点の形成に向けた調査検討業務委託

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 事業目的

本県は、新たなリーディング産業の創出を図るため、これまで知的・産業クラスターの形成を目指すとともに、「健康・医療分野」を成長分野に位置づけ、様々な施策を展開してきた。その結果、バイオ関連企業や専門人材の集積が進み、産業化の基盤及び学術・研究機関による有望なシーズが蓄積されてきた。一方、「健康・医療分野」に関しては研究開発段階の企業が多く、研究開発から製品化・事業化へステップアップさせるための産業化への橋渡しが課題となっている。

そのため、県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」（令和4年5月）において、バイオテクノロジーを活用した産業化の促進を掲げ、具体的施策の一つとして、健康・医療分野を軸とした産業拠点の形成に取り組むこととしている。バイオ関連産業振興計画（健康・医療分野）（令和4年7月）では、当該産業拠点の形成に向けた基本的な考え方をまとめた「拠点構想」を策定し、製造機能を有した施設等の拠点形成を基本方針とする検討を進めてきた。

過年度までの調査及び検討の結果、拠点構想に位置付けられた製造支援施設の整備については、沖縄バイオ産業振興センターの空き地を候補地とし、その整備手法は、多様な関係者が参画する持続可能な拠点形成を進めるため、PPP/PFI手法を活用することで検討を進めている。

一方で、製造支援施設の整備にあたっては、事業用地確保に係る制度的な整理、事業要件の具体化、企業の参入意向の確認、公募手続きの具体化等の課題があることが判明した。

本業務委託では、拠点構想に位置付けられた製造支援施設の整備に向け、上述の課題に対応することを目的に、必要となる調査・検討を行う。

4 業務概要

本事業で委託する業務概要を次に示す。

(1) 前提条件の整理

過年度調査結果及びこれまでの検討経緯を含め、本事業の現況を整理すること。本事業をとりまくバイオ産業推進に関する県の方針、政策、各種制度などを整理すること。

(2) 事業用地確保に係る制度的な整理

事業用地について本事業に即した取り扱いとするため、以下の調査を行うこと。

- ・ 庁内における取り扱いの確認（普通財産への変更の要否、用途変更に係るスキーム等）
- ・ 類似先行事業における他地方自治体の事業用地確保に対する手法調査

(3) 事業要件の具体化

①事業方式の精査

整備手法（定期借地権方式及び LABV 方式）の特性、事業スキーム、各方式における県の関わり方などを含めた比較検討を行うこと。また、(4) サウンディング調査も踏まえて本事業で想定される事業方式を精査すること。

②事業要件案の検討

事業化に向けて必要な事業要件案を整理すること。主な項目は以下の通り。

- ・ 公募の枠組み（段階公募の可能性の検討）
- ・ 借地期間
- ・ 土地利用規制（建蔽率、容積率、都市計画制限、法規制、その他条件・規制等）
- ・ 誘導用途の範囲
- ・ 土地の価格・賃料
- ・ 契約期間の改定方法
- ・ 契約終了時の原状回復の範囲
- ・ 税負担に関する条件（施設整備時および施設運営時の双方）
- ・ 補助金・支援金等（施設整備時および施設運営時の双方）

(4) サウンディング調査

作成した事業要件案を元にサウンディングを行い、民間事業者や金融機関等から参入意向等を確認し、製造支援施設の整備の実現可能性を確認すること。想定する民間事業者等に対する確認事項は次のとおり。

- ・ 想定する事業内容
- ・ 本事業への参入意向
- ・ 参画する場合の立場（整備、運営、入居等）

- ・ 希望条件（利用用途、土地利用面積、必要とする特殊機材、利用期間等）
- ・ 想定する事業計画（事業スキーム、地域との連携・経済波及の想定など）
- ・ 土地利用に係る懸念事項及び解決すべき点

（５）事業収支の検討

（３）（４）の調査を踏まえ、本事業実施に伴い想定される事業収支を整理すること。

（６）公募に向けた方向性の整理

調査結果を元に、整備手法や事業スキームなど、令和９年度に実施予定の公募に向けた方向性を整理すること。

（７）課題の整理

（１）～（６）の結果を元に、製造支援施設の整備について課題になる事項とその対応案を検討すること。

（８）報告書の作成

業務報告書及び概要版を作成すること。

（９）委託者との調整

業務の遂行にあたり、沖縄県商工労働部ものづくり振興課担当者に対し、毎月１回以上進捗状況等を報告し、内容について確認をとりながら進めること。

５ 成果物の提出

下記成果物を契約期間内に沖縄県商工労働部ものづくり振興課へ提出すること。

- （１）報告書２部
- （２）報告書（概要版）２部
- （２）報告書の電子データ（PDF形式及び編集可能な形式にて提出）

６ 再委託に関する事項

（１）一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行にあたり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

<再委託ができる業務の範囲>

- ・アンケート実施に係る業務
- ・その他、県と協議の上、再委託承認が必要と認められるもの。

<その他、簡易な業務>

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・原稿・データの入力及び集計

7 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、円滑な調整が図れる体制を確保するものとする。

8 その他

- (1) 事業運営に係る組織体制については、沖縄振興についての専門的な観点からの客観的かつ合理的な分析が可能な組織体制とすること。
- (2) 事業の実施にあたっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- (3) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (4) 本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (5) 委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

(6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。